平成２８年（フ）第４４４号
名古屋市中村区畑江通２丁目28番地の１　畑江ロイヤルハイツ３Ｆ号
債務者　長瀬　明治
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９号
三重県津市高茶屋３丁目10番１―302号　小森団地１号館302号、前住所徳島県名西郡石井町高原字桑島67番地１
債務者　大木元　隆
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８７号
兵庫県姫路市土山３丁目１番３―201号　ミストラル土山、従前の住所兵庫県姫路市久保町122番地　グランドハイツ303号
債務者　小村　美和
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９２号
兵庫県姫路市久保町129番地２　リッチ・キャッスルパート１　101
債務者　野田　麗（旧姓玉泉）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１２０号
兵庫県加古川市平岡町新在家2065番地の24
債務者　田中　栄吾
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５４号
奈良市五条畑２丁目１番１―202号
債務者　岸上　友子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７５号
奈良県生駒市壱分町628番地２　リバティハイツ201
債務者　中尾　敬祐
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第７５２号
広島市安佐南区大町東１丁目14番22―101号
債務者　久安　牧男（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２６号
広島市南区旭３丁目５番16―104号
債務者　加藤　薫壮
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１７号
広島市南区宇品東７―７―29―302号室、住民票記載の住所広島市南区宇品東７丁目５番７―302号
債務者　黒瀬　豊
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２号
愛媛県新居浜市徳常町７―２　レオパレスサンハイツ徳常104号、住民票上の住所高知県高知市みづき２丁目3013番地
債務者　小松　**敬**典
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第７９号
宮崎市佐土原町東上那珂18216番地、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1902番地　坂田アパート
債務者　青木　浩一
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８０号
宮崎市佐土原町東上那珂18216番地、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1902番地　坂田アパート
債務者　青木いづみ
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５号
沖縄県石垣市字新川2424番地７　１Ｆ東
債務者　宮良　由夏
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第２５号
石川県能美市佐野町ニ23番地１
債務者　久田　鶴雄
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３５号
兵庫県明石市大久保町谷八木134番地の９
債務者　丸田あき子（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
兵庫県明石市大久保町谷八木134番地の９
債務者　丸田　靖典
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係